

## 特別遺族給付金の請求期限が **10年** 延長されました。

「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律」が平成23年8月30日に公布・施行されました。

- 特別遺族給付金の請求期限が平成34年3月27日まで延長されました。
- 特別遺族給付金の支給対象が、平成28年3月26日までに亡くなった労働者の方（※）へと拡大されました。

※ 労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効（5年）によって消滅した場合に限られます。

特別遺族給付金の請求手続や労災保険給付の内容について、  
ご不明な点などがございましたら、広島労働局労働基準部  
労災補償課（Tel 082-221-9245）又は、最寄りの労働基準  
監督署までご相談ください。

厚生労働省ホームページへ

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/izoku/index.html>